

議員提出第1号議案

加東市議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件

加東市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月26日提出

加東市議会議会運営委員会
委員長 長谷川 幹雄

加東市条例第 号

加東市議会委員会条例の一部を改正する条例

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
(常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 [略] 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総務文教常任委員会 <u>8人</u> [略] (2) 産業厚生常任委員会 <u>8人</u>	(常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 [略] 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総務文教常任委員会 <u>7人</u> [略] (2) 産業厚生常任委員会 <u>7人</u>

<p>[略]</p> <p>(議会運営委員会の設置)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>7人</u>以内とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員の定数は、前条第2項の規定にかかわらず、<u>8人</u>とする。</p>	<p>[略]</p> <p>(議会運営委員会の設置)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>6人</u>以内とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員の定数は、前条第2項の規定にかかわらず、<u>6人</u>とする。</p>
--	--

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和8年11月1日又は公布の日後初めて行われる議会の解散による一般選挙の日のいずれか早い日から施行する。

議員提出第1号議案 要旨

加東市議会委員会条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

加東市議会議員定数条例（平成21年加東市条例第28号）の改正に伴い、議会の委員会の委員定数について、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 常任委員会の委員定数を改めること。（第2条関係）
- (2) 議会運営委員会の委員定数を改めること。（第5条関係）
- (3) 資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員定数を改めること。（第7条関係）

3 施行期日

令和8年11月1日又は公布の日後初めて行われる議会の解散による一般選挙の日のいずれか早い日から施行する。